

大阪広域水道企業団会計規程の一部を改正する規程をここに公布する。  
平成24年6月1日

大阪広域水道企業団  
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団管理規程第21号

大阪広域水道企業団会計規程の一部を改正する規程

大阪広域水道企業団会計規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(資金前渡できる経費) 第37条 (略) <u>(1) 子ども手当及び児童手当</u> (2)―(20) (略)	(資金前渡できる経費) 第37条 (略) (1) 子ども手当 (2)―(20) (略)
別表第4 (第13条関係) 別紙のとおり	別表第4 (第13条関係) 別紙のとおり

附 則

この規程は、平成24年6月1日から施行する。